

新宿区監査基準

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 一般基準（第 3 条－第 7 条）
- 第 3 章 実施基準（第 8 条－第 14 条）
- 第 4 章 報告基準（第 15 条－第 19 条）
- 第 5 章 雑則（第 20 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この基準は、新宿区（以下「区」という。）において新宿区監査委員（以下「監査委員」という。）が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図るために、区の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、区民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。

3 監査委員は、職務の遂行によって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを区議会及び区長等に提出する。

（定義）

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期監査 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 4 項の規定により期日を定めて行う同条第 1 項の規定による監査をいう。
- (2) 行政監査 法第 199 条第 2 項の規定による監査をいう。
- (3) 財政援助団体等監査 法第 199 条第 7 項の規定による監査をいう。
- (4) 決算審査 法第 233 条第 2 項の規定による審査をいう。
- (5) 例月出納検査 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査をいう。

(6) 基金運用状況審査 法第 241 条第 5 項の規定による審査をいう。

(7) 財政健全化判断比率審査 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定による審査をいう。

第 2 章 一般基準

（監査等の範囲及び目的）

第 3 条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 定期監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査すること。

(2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査すること。

(3) 財政援助団体等監査 法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているもの、出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、受益権を有する信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 決算審査 定期監査及び例月出納検査の結果を勘案して、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(5) 例月出納検査 新宿区会計管理者（以下「会計管理者」という。）の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 基金運用状況審査 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 財政健全化判断比率審査 財政健全化法第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定

に基づき、かつ、この基準の趣旨を踏まえて実施しなければならない。

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則ってその職務を遂行しなければならない。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第5条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持しなければならない。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行しなければならない。

(専門性)

第6条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽に努めなければならない。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員(以下「職員」という。)に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせなければならない。

(質の管理)

第7条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保しなければならない。この場合において、監査委員は、職員に対して、適切に指揮及び監督を行わなければならない。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果その他の監査委員が必要と認める事項を書面で作成し、保存しなければならない。

第3章 実施基準

(監査計画)

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定しなければならない。

- 2 監査計画は、基本計画及び実施計画とする。
- 3 基本計画には、監査等の方針、実施時期並びに報告及び公表時期その他必要な事項を定めなければならない。
- 4 実施計画には、それぞれの監査等の実施の都度、必要に応じて、監査等の種類、対象、実施期間及び方法その他必要な事項を定めなければならない。
- 5 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正しなければならない。
(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施しなければならない。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 監査委員は、前条の規定によりリスクの内容及び程度を検討するに当たっては、区の内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断しなければならない。

- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行わなければならない。
(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施しなければならない。

(監査等の証拠入手)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な証拠を入手しなければならない。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な証拠を入手しなければならない。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行わなければならない。

(監査専門委員の選任等)

第14条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な

事項を調査させることができる。

- 2 前項の場合において、監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員との連携を図らなければならない。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第15条 監査委員は、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告(以下「監査結果報告」という。)を作成し、区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提出しなければならない。

- 2 監査委員は、監査結果報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該監査結果報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告することができる。

- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、区議会及び区長に提出しなければならない。

- 4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査及び財政健全化判断比率審査を終了したときは、意見を区長に提出しなければならない。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第16条 監査等の結果に関する報告等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、特に記載の必要がないと認められる事項については、この限りでない。

- (1) この基準に準拠している旨

- (2) 監査等の種類

- (3) 監査等の対象

- (4) 監査等のテーマ

- (5) 監査等の着眼点

- (6) 監査等の実施内容

- (7) 監査等の実施場所及び日程

- (8) 監査等の結果

- (9) その他監査委員が必要と認める事項

- 2 前項第8号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、当該各号に定める事項が認められる場合には、その旨を記載しなければならない。

- (1) 定期監査 前項各号(第8号を除く。)の記載事項のとおり監

査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であること。

(2) 行政監査 前項各号(第8号を除く。)の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であること。

(3) 財政援助団体等監査 前項各号(第8号を除く。)の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 決算審査 前項各号(第8号を除く。)の記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

(5) 例月出納検査 前項各号(第8号を除く。)の記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。

(6) 基金運用状況審査 前項各号(第8号を除く。)の記載事項のとおり審査した限りにおいて、区長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) 財政健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

3 第1項第8号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じ、当該各号に定める事項が認められない場合には、その旨を記載しなければならない。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である留意事項、意見を付すべき事項等が認められる場合は、その内容を第1項第8号の監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項等の原因等を記載するよう努めなければならない。

(合議)

第17条 監査等における次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査結果報告の決定
- (2) 監査結果報告に添える意見の決定
- (3) 監査結果報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
- (6) 財政健全化判断比率審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査結果報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに、公表しなければならない。

(公表)

第 18 条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表しなければならない。

- (1) 監査結果報告の内容
- (2) 監査結果報告に添える意見の内容
- (3) 監査結果報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第 19 条 監査委員は、監査結果報告を提出した者及び監査結果報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表しなければならない。

2 監査委員は、監査結果報告を提出した者及び監査結果報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めなければならない。

第 5 章 雑則

(補則)

第 20 条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。